

令和4年7月

定例総会（拡大委員総会）  
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和4年7月29日（金）午後1時31分から午後4時16分

2 場 所 松南地区公民館大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	23番	二村 喜子
24番	上條信太郎	25番	林 昌美
26番	瀧澤 和子		

(2) 推進委員 14人

推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
推3番	大澤 好市	推5番	松田 和久
推7番	平林 哲	推8番	松下 秀一
推9番	田中 武彦	推11番	田中 孝人
推12番	堀内 俊男	推13番	北野 喜八
推14番	山崎 和男	推15番	長崎 作夫
推16番	齋藤 知彦	推18番	奈良澤 治

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人 22番 三村 晴夫

(2) 推進委員 4人 推4番 梶原 知子 推6番 赤羽 武史  
推10番 中平 茂 推17番 中澤 一海

5 農地利用最適化の推進に関する情報交換

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第73号～第76号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第77号～第84号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第85号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第86号～第90号）

- オ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更再申請承認の件……（議案第91号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件……（案第92号～第95号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

(3) 協議事項

令和4年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

主要会務報告並びに当面の予定について

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	青木 美伸
		//	局長補佐	板花 賢治
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 事	保科 黄
		//	事 務 員	田中 瑞恵
	農 政 課		係 長	中澤 史郎
		//	主 査	赤羽 浩行
		//	主 事	寺沢真由美
		//	主 事	中村 愛佳
		松本農業農村支援センター課長補佐		戸谷 修一

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 24番 上條信太郎 委員
- 26番 瀧澤 和子 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、本日は変則的ですが、農地利用最適化の推進に

関する情報交換から進めてまいります。

別冊としてお送りしていましたが会議資料をお手元にご用意をお願いいたします。

初めに、農地利用最適化に関する事例報告ということで、事務局から、まず芳川地区の取組の紹介をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

同封しましたこの左上1か所留めの3枚物の新聞記事などを集めた資料をご準備ください。

芳川地区では、伝統的な野溝ほうきを後世につなごうと、住民、大学生など10数人による取組が始まっています。

地区における基幹作物、振興作物の選定は大変重要であります。芳川地区には江戸時代末期から農閑期の副業としてほうき作りが行われていました。最盛期には年間6万本のほうきを全国に売り出したということですが、生活スタイルの変化とともに生産量が減って、作り手はいまや数人ということですが。

そんな中、今年1月、芳川地区のほうきプロジェクトが発足しまして、ほうきを作りたい人、学びたい人、興味を持つ人が集まりまして、全工程を自分たちの手で行おうと、ホウキモロコシの栽培から取り組む活動が始まって、中学生や小学生の体験学習に取り入れるなど、活動の輪が広がっているところですが。

地区の誇りであるほうき作りを地道に後世につなげていこうとする活動で、農地の利用の最適化に直接つながる取組ではないんですが、地域と生活に密着したところからの農業振興、特産品振興ということで、地道に農地を活用していこうというところでは、注目すべきと取組かと思えます。

農業者だけでなく、そこに暮らす住民も味方につけて、農地を生かしていこうという取組、中山間地域の振興など、これからの在り方の参考になる内容かと思えます。

本日は、林委員さん、ご出身は芳川ではないんですが、芳川に移り住んで、野溝ほうきに魅せられたお一人だということでございしますが、林委員さんの目から紹介をしていただくことにしました。

以上です。

議 長

それでは、野溝ほうきを後世につなぐ活動について、本日は芳川地区の林昌美委員から報告していただきます。お願いします。

林農業委員

芳川のエリ昌美です。よろしくお願いいたします。

芳川では、昔から、20年ほど前に芳川スクールファームと言って、松本市で小学校の子供たちを対象にスクールファーム事業というのが行われたんですが、その中で、小学校の3年生が加工トマト、4年生が野溝ほうき、5年生が稲作というふうに、スクールファームで町会や農業委員や芳川営農や農村女性委員会というので支援会というのを作りまして、20年ほ

ど前からずっと今まで芳川小学校スクールファームというのが続いています。

その中で、野溝ほうきというのを4年生ですのですが、今回、芳川地域づくりセンターのほうで市から補助金を受けることになり、その補助金を使って芳川を何か元気にするのではないかということで、じゃ今までずっとつながってきていた野溝ほうきというのを廃れさせていくのにはとても心もとないということで、皆さんで野溝ほうきというのを作ってはどうかという話がありました。

もともとは、そのスクールファームの野溝ほうきを教えるというのに当たり、ほうきの種まきや草取りや収穫を農村女性でお手伝いしていました。私たち農村女性でお手伝いしていたんですが、収穫までだけで、乾燥を手伝うあたりで、もう子供たちのほうに任せてしまっていたので、ほうき作りというのはしたことがなかったんですね。

それで、今、慌てて持ってきたんですが、小学生たちは1人1本、このようなほうきを作ります。私たちはこのハウキモロコシだけは作ったことがあったんですが、このほうき、荒神ぼうきというのは出来上がりしか見たことがなくて、自分たちで作ったことはなかったんですね。

それで、私もこれを作ってみたいなと思って、せっかく種からまいて関わっていても、これを作ったことがなかったもんですから、作ってみたいなと思って、多分皆さんも、おうちではこういう座敷ぼうきとか、それからこういった手ぼうき、これはずっと使われていたと思うんですね。これを私も家では使っていたんですが、子供たちはこんな大きいものは作れませんし、私たちもこういったものはなかなか作れないんですが、最終的な目標は、こういうものを作りたいなと思っているのですが、まず小学生はこれです。そして、少しうまくいくようになったら、2本合わせたちょっと机の上を掃いたり、ちょっとしたところを掃いたりするこういう手ぼうきは、3つ合わさったこういうほうきを作ることができます。こういうふうなのをぜひ作ってみたいなと思って、農村女性で作りたい言ったら、そのときに教えてくださっていた野溝ほうき組合というところで教わった方たちが小学校で教えていたんですが、その方たちが公民館の場所を借りて、これを作るのを教えてくださることになりました。

そうすると、やっぱり公民館の館長さんや主事さんも、自分たちも作ってみたいというふうにおっしゃって、じゃご一緒しましょうということで、その公民館主催で、じゃその次の年は農村女性がこのハウキモロコシを作って、そして公民館主催でほうきを作る。そこによって復活させていこうという声が上がりました。

そして、その次の年に、野溝ほうきプロジェクトという、それが今年なんですけど、それを立ち上げて、センターで耕運機なども購入していただき、ハウキモロコシを植えるところはどこにするかといって、空いていた畑、もう皆さん使っていないで、ちょっと草だらけになりかけていた畑があるから、これ使っていないよとかって言うてくださる方がおられて、その方たちのを少しお借りして、窪田委員の畑もちょっと借りたりなんかしながら、

ホウキを栽培して、そこから今年は作ろうということで、今、すごく穂が出始めたところです。

そして、それを作るに当たって、大学生とか、小学生や中学生とかも、地域づくりセンターが集めた子供たちが手を挙げてくださって、大学生の子は信大の子とか、松本大学の子とかが興味を持って参加しています。

そして、中学校は、筑摩野中学校の科学技術部っていう子供たちのクラブの一環として草取りにも参加していますんで、地域に根差して野溝ほうきを盛り上げていこうというふうに今、頑張っている最中です。

最終的には、そういう子供たちがこの野溝ほうきから農業というものにちょっとずつでも興味を持って、関心を持ってもらえればいいかなというものもあったり、私とその芳川の公民館長との最終的な目標というのは、大きな座敷ほうきを作って、高島屋で実演販売をしながら売り歩こうという、1本何万円もするという話なので、そこまでできたらいいかなんていうふうに思っているのがこのほうきプロジェクトの始まりです。

いろいろな道具をそろえなければ、ほうきって作れないもんですから、そのほうき組合の方たちも、もうほとんどの方が亡くなられていて、どういうふうにしたかというのは、ビデオで見るしかないんですよね。だから、それを代々、次の世代、次の世代に残していけたらいいなというので、今、芳川ではこのほうきプロジェクトというのを頑張っています。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

やっぱりダイソンばかりが脳じゃないね。こういうふうな体験したりすると、味もあるし、貴重なご報告、ありがとうございました。

これに対しまして皆さんのほうから何か質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

それぞれ各地区、各地域なりといたしますか、活動していらっしゃることだと思いますが、それぞれの立場の中で、またよろしくをお願いしたいと思います。

なければ、林委員には本日大変ありがとうございました。

よろしいですかね。

すみません、じゃ窪田代理から一言お願いします。

窪田農業委員

今、林委員さんのほうからお話をいただいたとおりでして、特に私もないんですけども、私も子供の頃、父とかおじがうちで冬にほうきを作っていたという記憶がありまして、それぐらいしか記憶ないんです。

私も、関わりを持ったのは、先ほど話が出ましたけれども、芳川小学校のスクールファームというのがあるんですけども、この支援会の会長が地元の農業委員がやれということになっていまして、そんな関係で支援会に

参加をさせていただいて、4年生と一緒にほうき作り、先ほどちょっと見ていただきました1本ほどのほうき作り、これを勉強させてもらって、小学生と一緒に作らせていただいているというのが現状です。

また、先ほど話のございでしたが、手ほうきを今年いきなり作るというプロジェクトリーダーの命令なんですけれども、私も四、五年前にリーダーから教わって作ったんですが、5時間かかりました。プロですと、生産組合の方ですと、大体1本作るの、1時間かかるか、かからないぐらいで作っちゃうんですよ。それで、力が物すごく要りまして、今は資材、特に糸とかそういった資材がなかなか手に入りにくいという現状の中でやるものですから、ほかのですね、例えばたしか飯山の小沼ほうきですかね、そういったところとか、群馬のどこだったかな。ちょっと名前忘れたけれども、そこで作っている地域があるんですけれども、そういったところとも情報交換なんかしたりして、資材の確保には大分苦労している現状です。

今、せっかく始まったプロジェクトですので、ぜひ頑張って成功させていければなというふうに思っていますんで、またいろいろご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

議長                    ありがとうございます。  
                          よろしいですかね。

[質問、意見なし]

議長                    続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。  
                          板花補佐。

板花局長補佐        すみません、ほうきの話の後で、また硬い話に戻ってしまうわけでございますが、その資料の一番最後のところですね。「農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正について」という7月19日付の県の農業会議の「配布用資料」というのをご覧ください。

見てお分かりのとおり、国が要綱の一部改正を行って、この規制といいますが、要件が撤廃なり緩和されたということでございます。

農水省経営局長通知によりまして、1か月の活動日数がゼロ日の委員がいたら、その農業委員会には最適化交付金を交付しない。また、月平均の活動日数で5日以下の委員がいたら、その委員には活動実績に応じた交付金を交付しないというふうにされていたんですが、これが緩和、撤廃されたものです。

具体的には、1か月の最適化活動の日数がゼロ日の委員がいても、その農業委員会への交付金がカットされることはなくなりました。

また、月平均の最適化活動の日数が5日以下であっても、その委員が月平均で1日以上活動していれば、交付金が支給されることとなったということであります。

全国の農業委員会や農業会議から抗議の声が上がり、国に再三申入れを行

った成果とのことですので、ご承知おきください。

ただ、農業委員会組織の統一的な活動目標は、全国決議に基づきまして10日としていることには変わりありませんので、引き続きお力添えをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明があったとおりです。

これ、朝令暮改の最たるもので、本当に我々の立場として、皆さんと同様、理不尽な要求でしたけれども、それが撤回ということです。ただし、先ほどあったように、その活動に付随した記録はしっかりと書いていただきたいということでもあります。

これを成果と見るのか、真っ当に戻ったと見るのか、またそれぞれ判断が分かれていくことだとは思いますが、その辺の内容、動きについて、ご理解をお願いしたいと思います。

これについて何かご質問。

じゃ、大澤委員。

大澤推進委員

4番の長野県においては10日間ですが、漏れなく記録していただければ十分達成できる目標と考えていますと言うんですが、漏れなく記録というのは、どういうふうに記録するんですか。その記録簿というのがあるんですか。頂いているのでは、漏れなく記録することはちょっと不可能じゃないかと思うんですが、この様式では。

頂いている農業委員会活動記録簿のどこに記録するわけですか。10日間のやつをと言って、漏れなく記録すれば達成できると思うんですが、どのように漏れなく記録するんですか。

議長

いいですか、そこで。じゃ、はい。

板花局長補佐

ありがとうございます。

10日活動するということになるかと思えます。10日間ですので、ですから月30日として、3日に1度活動した記録がこの活動記録簿のどこに当てはまるかということを考えていただいて、漏れなく記入していただければ大丈夫だと、こういうことだと思います。

大澤推進委員

それを記録する場所はどこですか。あれですか、遊休農地解消の活動のところですか。農地の集積・集約活動のところ。

板花局長補佐

いいですか。その具体的な内容についての例えば農地パトロールをしたときはどこへ書くかっていう、そういう意味ですか。

大澤推進委員

そうそう。



板花局長補佐 具体的には、遊休農地の活動をすれば、遊休農地解消の活動になりますし、担い手につながり活動であれば、農地の集積・集約活動でありますし、新たな農業者を見つけるところでしたら、新規参入の促進の活動になりますし、最適化活動に該当しないとすれば、法令活動等を行ないますので、適宜判断していただく。

記入例等も中野のほうで配っているかと思えますけれども、また、ちょっと分かりづらい面も多々あるかと思えますが、個別にお問い合わせいただきながら、またこちらもお答えするという、そんな形になります。

久保農業委員 板花さん、事務局にいろいろ文句言ってもかわいそうだからさ。大体こういうものは曖昧模糊のほうがいいんです、お互いにね。ということは、オーケーと言えないと思うけれども、私はそうやって出していますって、大澤さん、そういうことにしましょうよ。

大澤推進委員 私の考えだって勝手に書いても、それはいいということになると理解してよろしいですね。

板花局長補佐 適宜判断をお願いします。はい。

大澤推進委員 はいはい。

議長 そういうことで、適宜判断をした中で、また事務局と相談した中で、ぜひそういうことでお願いしたいと思います。

さて、このペナルティーについては、前段の説明のとおりでありますので、かといって、記帳はしていただくという、ちょっと矛盾するんですが、お願いしたいと思います。よろしいですかね。

大澤推進委員 いいです。

議長 じゃ、ないようですので、これで農地利用最適化の推進に関する事項、情報交換は終了いたしました。

続きまして、農地に関する事項の議事に入ります。

まず、別冊の議案をお手元にご準備ください。

初めに、議案第73号 農用地利用集積計画の決定の件及び本日は三村委員が欠席ですので、関係議案の第76号についても併せて上程いたします。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、事務局から説明をお願いいたします。

田中事務員。

田中事務員 農業委員会事務局の田中でございます。  
今月の新規就農者について説明いたします。

別冊資料、表紙の裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は2名です。

1番、〇〇〇〇さん、住所地は岡田、農地所在地は沢村3丁目です。1筆、1,200平米を借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培予定はブドウと伺っております。農業従事者はご本人と奥様の2名です。議案1ページ、3番に該当いたします。署名は中條農業委員と小林農業委員にいただいております。

続いて、2番、〇〇〇〇さん、住所地、農地所在地ともに波田地区です。2筆、626平米を借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培予定はジャガイモ、トマト、ナス、大豆の野菜です。農業従事者はご本人のみ、議案3ページの54番に該当いたします。署名は塩原農業委員、中澤推進委員にいただいております。

今月の新規就農者は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして、地元の委員の方から補足説明をお願いします。

1番、岡田でありますので、中條委員、お願いします。

中條農業委員

〇〇〇〇さんなんですが、家は私の隣の家です。8年ぐらい前から、10年ぐらい前ですかね、東京のほうから帰ってまいりまして、ちょっとブドウとか手伝ってやっていたんですが、ここでブドウ園、1つ空いていたところがありまして、そこを借りてブドウを耕作するということです。大変真面目な方で、増やしていきたいというようなことも言っていますので、期待しております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、2番、〇〇さん、波田でありますので、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員

〇〇〇〇さんにつきましては、2年前に福島県から波田のほうに移住して来たということで、環境のいい場所に引っ越したいということであります。そして、一応栽培は自家用消費のために野菜を中心に作っていくそうです。また、米も作りたいということで、JAとも話し合っており、今、見つけているところで、農業をやる気ありますので、期待しております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。  
寺沢主事。

寺沢（農政課）主事 農政課、寺沢と申します。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

別冊資料1ページ目をご覧ください。

6－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第73号になります。

合計欄のみ申し上げますので、12ページ目をご覧ください。

一般分、筆数109筆、貸付け54人、借入れ44人、面積23万8,505平米。

経営移譲、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,229平米。

所有権の移転、筆数4筆、貸付け3人、借入れ3人、面積3,121平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数102筆、貸付け67人、借入れ1人、面積18万3,169平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数96筆、貸付け1人、借入れ41人、面積17万5,071平米。

合計、筆数313筆、貸付け126人、借入れ90人、面積60万1,095平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数152筆、面積26万6,411平米、集積率は64.42%です。

議案第73号は以上になります。

続きまして、13ページをご覧ください。

議案第76号です。

合計のみ申し上げます。

合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,236平米。

認定農業者への集積率は100%です。

議案第76号は以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、ご意見等あったら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の皆様を対象に伺います。

議案第73号及び76号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第74号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
寺沢主事。

寺沢(農政課)主事 議案第74号です。  
合計欄のみ申し上げます。  
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,432平米。  
認定農業者への集積率は100%です。  
議案第74号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第74号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している太田委員の入室を許可いたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第75号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いします。  
寺沢主事。

寺沢（農政課）主事 議案第75号です。

合計欄のみ申し上げます。

合計、筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,430平米。

定農業者への集積率は100%です。

議案第75号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第75号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
退室している濱委員の入室を許可いたします。

(濱農業委員 入室)

続きまして、議案第77号から84号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件のうち、78号を除く7件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。

着座にて説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請許可の件、議案番号78号を除く7件について説明をさせていただきます。

議案第77号は、農地保全のため、売買にて所有権を移転するものです。なお、内容については議案書のとおりですが、別段農用地の設定によるものとなっております。

続いて、議案第79号、こちらは隣接農地との交換にて所有権を移転するものです。内容については、議案のとおりとなります。

続きまして、議案第80号、こちらですが、知的障害者の農業訓練体験のため、贈与にて所有権を移転するものとなります。参考資料といたしまして、新規就農者の〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんの資料を3ページに記載してございます。こちらですが、障害者支援施設である〇〇〇〇〇〇という施設

を運営する〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが業務の運営に必要な施設として取得するものとなっております。

それでは、続きまして2ページをお願いいたします。

議案番号第81号は、農業経営規模拡大のため、贈与にて所有権を移転するものです。内容については、議案書のとおりです。

続きまして、議案第82号、こちら、農地保全のため、売買にて所有権を移転するものです。内容については、議案書のとおりとなります。

続きまして、議案第83号、こちら、隣接農地と一体で使用するため、売買にて所有権を移転するものです。内容については、議案書のとおりとなります。

続きまして、議案第84号、こちら、農地保全のため、売買にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりですが、別段面積の設定によるものとなっております。

以上7件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、地元の農業委員の方のご意見を頂戴いたしますが、77号、今井であります。場所は西耕地公民館東側、先週の日曜日、田中最適化推進委員と2人で現地を確認しました。地主の方、東京に住んでおられる方でありまして、とても管理できるような状況ではありません。近くにいる〇〇〇さんが保全管理をするということで、適当ではないかというように判断をいたしました。

議案番号78は飛ばしまして、79、岡田でありますので、中條委員、お願いします。

中條農業委員

79ですが、5月にあった田溝池のところに造る太陽光発電の土地の関連で、〇〇〇さんと〇〇〇さんの土地が隣同士でありまして、太陽光に係る部分が〇〇さんのところであって、そこと交換するというので、特に問題ありません。

議 長

それでは、80番、刈谷原で、久保委員、お願いします。

久保農業委員

説明のとおり、知的障害者のためにその近くの〇〇〇さんが贈与して、その畑を使ってくださいという非常にいいお話でありますし、知的障害者の人のためにもいいことですので、推進したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長

続いて81、82もお願いします。

久保農業委員

81番は、これは贈与ということなんですけれども、実際荒れているところでもありますので、受け取った〇〇〇〇さんのほうがそれを管理して、き

ちっと作ったり、いろいろやったりするということですので、これも農地保全のために必要だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

また、82番に関しましては、隣接しているところの家の横なんですけれども、ここも荒れておりまして、もともと山があったところを削ったようなところですので、そう見ると、土地としてはあまりいいところではないですが、それを買って、ちゃんと保全をしていきたいという〇〇さんの意向ですので、これもぜひよろしくお願いしたいと思っております。問題ありません。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案番号83、波田でありますので、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 83番の〇さんですが、この場所は桃を作っておりまして、その関係、隣が〇〇さんの土地ということで、〇〇さんは88歳ということで、農業は断念するというので、売買で〇さんに譲りたいということであります。

84番の〇〇さんにつきましては、6月のときに別段農用地ということで上げまして、〇〇さん同士、本家、新宅で、新宅の〇〇〇〇さんが、本家の方は千葉県で、こっちに来ないということで、そこを買うということであります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、全体を通しまして質問、意見等ありましたら、推進委員の皆様を含めましてお出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。

ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、7件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様にお伺いしますが、議案第77号から84号のうち78号を除く案件について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第78号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、1件及び関連がありますので、議案第88号 農地法第5条の規定による許可申請承認の1件について上程いたします。





ちょっと大変な案件が来てしまったということで、今回申請書を隅々まで見させていただきました。

まず、土地の説明をしたいんですけども、この写真の位置図資料の14ページになります。ご覧ください。現況が草地ですけども、この草の下に石とか砂利とかがあって、ここはもともと田んぼだったんですけども、そこをまた田んぼにするというのは、かなりの困難を伴うような土地です。周辺は、左隣に太陽光があって、奥と右隣は企業で、手前側、南側なんですけれども、道を挟んで田んぼがあります。場所についてはそんな感じです。

農振農用地、青地です。地主さんはもう農作業ができなくて、借手もつかないようなところなんです。将来的にわたって、このまま行くと耕作放棄地になるんじゃないかと思っています。前段はそんなところなんです。

3条と5条の同時申請なんですけれども、3条で扱うのは地上権設定です。地上権というのは何かというところがちょっと分からなかったので、調べたんですけども、パネル部分ですね。農地の上にパネルを造るパネル部分の権利を地主さんから〇〇〇〇〇〇〇〇〇が借りて、設定するというものです。ですから、太陽光パネルの所有権と、あと維持管理等を行うのは〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、東京の会社です。設置も工事も費用も〇〇〇〇〇さんがやるということです。

5条は、下の支柱の部分ですね。支柱の部分の一時転用、3年間ですね、期間は。その一時転用の申請となります。

今回ちょっと非常に複雑なんで、分かりやすくなるべく説明したいと思うんですけども、主に3者が関わっています。地主の〇〇さん、それと太陽光設置企業の〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地主の〇〇さんから作業受委託契約で営農を行う山梨の〇〇〇〇さん、その3者によって営農型太陽光発電を運営していくと、そういう体制になっています。松本市では多分初なのかな。ちょっとこういうのを扱った記憶はないんですけども、前例になるような、そういう案件になると思います。

ここまでちょっと分かりづらい説明で、皆さん、どれほど理解いただけたか不安でもあるんですけども、進めたいと思います。

地主と太陽光設置業者さんは、地上権設定契約という契約を結んでいます。あと、地主と営農する〇〇〇〇さんが農作業受委託契約を結んであります。これ、特定の作業受委託契約だと、〇〇〇〇さんが農業の主宰者なんですけれども、特定がついていませんので、法的な主宰者は地主の〇〇さんになるんですけども、地主の〇〇さん、今、94歳で、特養に入っていますので、実際の営農は全面的に山梨の〇〇〇〇さんがやるということです。

話を聞いてみました、電話で。そうしたら、〇〇〇〇さんに電話で聞いたところ、週1回ぐらいは来れたらいいなど、そういう回答を得ています。ペイするかっていうのも聞いたんですけども、それは分からないというお返事でした。

ここにさっきの保科さんが説明した柿の写真があるんですけども、これは別ですね。全く別のところでやっている、今回の申請とは直接関係はな

いんですけれども、営農型太陽光の下で柿をやることは可能ですよという  
ような参考資料になります。

これ、いいかどうかの判断というのは、ちょっと、いろいろなケースを考  
えると、判断はつかないというのが本音なところなんですけれども、地主  
さん、高齢でできなくて、青地で、ほかの駐車場とかにもできないし、ど  
うしようもないような現実が横たわっているのかなとも思います。

柿を作るということで、1つ懸念しているのは、寿、アメリカシロヒトリ  
の多発地帯でもあるんで、その防除はしっかりしてもらわないと、地元  
から苦情が来るんじゃないかなというのは危惧しています。

説明に関しては以上になります。

議 長

ありがとうございました。

権利関係、その他は別として、客観的状况の中から、上條信太郎委員、現  
場を見てもらいましたので、お願いします。

上條農業委員

私のほうから報告させていただきます。

先日、三村さんと一緒に回りましたけれども、図のとおり、草っ原といい  
ますか、そういうような状態でありまして、手前のほうには太陽光があっ  
て、その細い道で奥に入って行ったわけなんですけれども、実際問題、現実、  
そこへ誰かが行って営農するというような判断ができるような土地ではあ  
りませんでしたので、こういうような太陽光もありかなというように判断  
をいたしました。

それで、当然ながら、河西委員からありましたように、柿がその下に植え  
られるということで、その話もしたんですけれども、一般概念からすると、  
なかなか難しいということなんですけれども、写真にあるように、山梨の会社  
が柿を作ってやるということで、実例がありますので、例としては問題は  
ないと。

ただ、現実問題、1週間に今、1度という話がありましたけれども、それ  
ができるかできないかは、今後、地元の農業委員さんが逐次監視してい  
ただくということで、申請内容等々に問題があるという判断はできません  
でしたので、一応妥当かなというようには判断しました。

以上です。

議 長

それでは、今説明あったわけなんですけれども、委員の皆様、全ての。何か質  
問、意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

山崎委員、お願いします。

山崎推進委員

梓川の推進委員の山崎です。よろしく申し上げます。

私も実は、平成26年かな。同じ太陽光を設置いたしました。田んぼの上  
です。白地ですけれどもね。そのときに、当初、県に相談したんですけれ  
ども、結局下に作る作物、これが育つかどうかって証明しろって言われて、  
いろいろ調べたんですけれども、柿の日射に対するいろいろ、稲だと日射



がないというような話で出ております。

心配されていますように、8割切ってしまうのではないかというような心配があるかと思うんですけども、2つ、まず1つとしましては、山梨のほうで、松本の今回のところと同じような気候のところの山梨の例のほうでは、問題なく8割のほうを満たしていますというようなことで、相手方のほうから回答いただいております。

私どものほうでも、毎年ちゃんと8割行っていますかというような確認は取らせていただきますので、もし行かなかったときは、また相手と県と相談して、指導していくというような形にはなります。

以上になります。

議長

いいですかね。

中川さん。

中川農業委員

私には本件は許可相当には至らないのではないかと、こう思っています。

理由は、下で柿を作ると、そういうことではないんですが、そもそも営農型太陽光発電施設とは何物かというときに、太陽光を農業生産と発電と両方共有していきましょ。共有することで、その農業者の農業収益プラス売電収入によって、農業者の収入を上げていきましょというのがそもそものところですよ。つまり、太陽光のパネルというのは、農業経営のためのプラスアルファの施設でないといけないのではないかとはいはずですよ。ところが本件は、農地を維持するための施設ということですよ。そこがちょっと私、引っかかる場所なんです。

もう一つ、本来こういう営農型の太陽光施設であれば、いわゆる売電収入を得る人と、それから農作業を行う人、これ、同一でないといけないのではないかと、ところが私、非常に引っかかります。

94歳の高齢の方ということで、いろいろ悩んでいらっしゃることはよく分かります。想像はつきます。だけれども、売電収入を得つつ、ご本人の〇〇さんが柿を作る、これなら私、いいと思うんですが、誰かやる人いないかというようなことで、それで山梨県の〇〇〇〇さんですか、ここに作業受託をしたということですけども、実際のところはお本人が作るというわけではないところが私、非常に引っかかります。

なので、言葉は悪いですけども、まず太陽光ありきで、これを造るためには、誰かが何か作らなくちゃいけない。それで、じゃ何ができるかといったら、柿がいいかもしれない。そういう順番と私は推察しているんですけども、そういうことであれば、本来の営農型太陽光発電とは何ぞやという農林水産省のいろいろなところを見ても、農業と太陽光の両立ですよ。ここには当てはまらないのではないかと私、本件については思います。

言葉は悪いですが、パネルを造って、農地維持のために、まずパネルを造って、売電収入を得て、そのためには何か下でやらなくちゃいけない。そういうことであれば、本件については許可相当に至らないと、私はこういうふうに思います。

事実関係、もうちょっとよく説明していただく必要あるかも分からないんですが、今説明を聞いた限りでは、私はそのように思います。

以上です。

議長 意見ということでもいいですね。

中川農業委員 はい。

議長 ほかにどなたか。  
久保委員。

久保農業委員 後から四賀地区の同じ営農型太陽光発電の件を私、説明いたしますけれども、今、中川委員のおっしゃったことは、本当にもっともだと思います。

後から説明するその四賀の場合は、本人が下でネギを作って云々やる。なおかつ先ほど保科さんから説明ありましたように、3年間にわたってそういう実績を出して、どのくらいできたかどうかというその資料を基に、今回私のほうから提出していますけれども、それは事務局から言わせれば、山梨で実績があるから、その資料が皆さんの、事務局のお手元にあって、だから問題ないよということになっていると思います。

ただ、上條さんも、それは多分そういうことで判断したと思いますので、その辺の説明があったとしても、中川さんの懸念はそれなりに理解します。

議長 それもご意見として賜っておきます。  
上條委員。

上條農業委員 先ほど話をしましたけれども、私の立場としての役目は、法律的にですね、松本市農業委員会としての見解とは違うんです。書類が整備されているか。それが松本市、そして県、それを通して不備があれば、それは当然のことで指摘する。それから、証明として、いろいろな意見出ましたけれども、これは憶測の意見であって、実例が示されているということでもありますので、それからこれの指導ができないのは、事例でも幾らでも、田んぼでも何でも幾らでもあるわけで、そこまで踏み込んでいくと、もう農業委員会として、じゃどういう基準を持って一つ一つを審査していくのかということがかなりあやふやになってしまう。

これは前の〇〇さんのときにも、踏み込んでいいところと踏み込んではいけないところがあるんじゃないかという意見も出しながら、それはなぜかといったら、訴訟問題になっちゃう。向こうから訴えられちゃう、農業委員会が。ただ、農業委員会の中にそういう見解があるというのは、私もそれは同じなんですよ、現場へ行ったときに。本当に柿でできるんかいなといったら、山梨に事例がある。ああ、そうしたら、もうそれ以上のことは言えない。それで、やるって言っているわけですからね。だから、それはあと追跡して、3年の実績で本人が証明することだということで、農業委

員会としては、それ以上のことは入っていないという立場で私は判断をしております。

以上です。

議長                    どちらにしろ、客観的事実を冷静に捉まえてということですよ。  
中野さん。

中野推進委員        ちょっと教えてもらいたいんで、意見ということではないんですけども、ソーラーパネルの下に永年作物を植えたっていうのはあまり知らなかったもので、それでその収入の8割とかってさっきから話が出ているんですけども、例えば今、柿の苗が植わっているのか、何か昔から「桃栗三年柿八年」って言うけれども、柿、今、わい化でやれるかどうか分からないけれども、多分何年か先じゃないと、柿が生って、収益にはならないですよ。だけれども、ソーラーはもうその時点で造ってあるとすれば、その何年先の収入とかって永年作物は決まっています、それでよく分からないのは、この前長野へ見に行ったときには、花の苗とか、単年度の所得の中で比較ができていくということにはなると思うんですけども、永年作物の場合には、その収入に実際になる期間が植えたときから長いじゃないですか。それを毎年毎年3年見に行くと言うんですけども、その収入はいつ頃から管理をしていくのかということと、やっぱり永年作物、例えばリンゴだって、わい化で、もしかしたら2メートル下なら植わるかもしれないという話になったときに、どうやってそれを管理を誰がしていくかということはわかりますか。

例えば、柿だったら5年先じゃないと収入にならないのに、売電収入だけは先に入ってくるじゃないですか。それはそういうことでいいのかということだけ聞きたいんです。

議長                    では、保科主事。

保科主事              ごもつともなところでして、私もこの柿の件が出てきたときに、一時転用なので、3年という期間があるので、そういうような形ですけども、本当にいいんですかというようなことで、県のほうに確認は取らせていただきました。

結論から言いますと、問題はないというような形でいただいております。

相手方の出していただいた計画書によりますと、5年目から柿が実るというような形で申請書を頂いております。

高さのほうは、パネルを押し上げないように、低めにやっていくというような形で話は伺っております。

以上です。

議長                    よろしいですか。

中野推進委員           はい、いいです。

議     長                細江さん、お願いします。

細江農業委員           すみません、事後、もし何かあった場合に、市とか県で指導をするというお話ありましたけれども、どのような指導が可能かというところをちょっとお聞きしたいです。

議     長                もちろん我々もその任の一端は担います。  
では、事務局。

保科主事                すみません、どのような指導というような形ではありますが、まずは相手方のほうに目標を達成していただくというような形の指導をさせていただきます。

それと、あと柿を植えるというふうな話であって、例えば今言ったように、アメシロが発生してしまったとか、そういうような苦情が来ましたら、こちらのほうからもちろんとやってくださいというような形で、県と話をしながら、その都度その都度で、今ここでこういう指導がというような形はお伝えできないですけれども、県とその都度調整させていただきながらやらせていただきます。

細江農業委員           最終的にはどんな、もし荒れて、指導しても駄目だということになった場合に、何か取る手段はあるのですか。

保科主事                こちらのほうで指導してもというような形でなってきた場合にはということでもよろしいですか。

細江農業委員           はい。

保科主事                そういうようになってきますと、今すぐにはお答えできないですが、多分県との形での、場合によっては命令か何かが出るかというような形で、ちょっとそのほう、県のほうともう一度こちらのほうで話をさせていただきますので、よろしいですか。

議     長                川村補佐。

川村局長補佐           私のほうから説明させていただきます。農業委員会事務局、川村です。  
指導の方向というのが幾つかありますが、まず先ほども説明で触れたかと思うのですが、3年に1度とはいえ、毎年報告はいただきます。これに対して、今後5年というのがありましたが、5年後8割を達しない場合は、達せる作物への転換とか、そういった指導をいたします。作物に対してはそのような形になります。





した場合には、94歳の高齢という、判断がつきづらいということで、たとえそれをもって商談されても、その商談にならないこともあります。そこら辺はどうなんですか。

議長 事実関係、事務局で分かりますか。

保科主事 こちらのほう、〇〇さんのほうですけれども、娘さんのほうがいらっしゃいまして、作業受委託の契約書のところで、連絡先という形で娘さんの名前が入っておりますので、そこに関しては問題ないかなというように思っております。

川村局長補佐 私のほうから補足説明させていただきます。  
連絡先という形で記してあるわけですが、実際、最初の経過のときにも説明したときに、太陽光のパネルにしたというのがございましたけれども、会社と交渉したのは娘さんだと聞いています。

議長 いいですか。  
では、最後に山崎さん。

山崎推進委員 私も先ほども申し上げたんですけれども、一応太陽光やりまして、そのときに、やっぱりこういう会議にかけたんですけれども、それでなかなか許可が下りなくて、それで私は増築だったものですから、1か月遅ければ30万円の損額を受けるわけです。20年たって、今、19年2か月かな。それで、具体的な話をすると、二、三十万円、月にどんどん、1か月遅れますと、本当に30万円、20万円損しちゃうんですよ。結局、20年が19年になってしまう、増築の場合はね。

それで、そのときにいろいろ調べたんですけれども、農業委員会とは何ぞやというのを調べたんですけれども、どうしてこんなところへ諮るかというのは、書類関係とか法律関係は全部県の許可ですよ、あれ。それだから、県で全部チェックして、農業委員会では一切県の許可に対して文句なんかどうして言うのかって私、さんざん言ったんですけれども、結局農業委員会の目的というのは何かというと、結局それを建ったことによって、ほかの周りの農作物に、例えば日照とか、そういう影響があるかということで、農業委員会に諮っているって県の説明でした。

だから、ここでは周りの例えば崖地に建って、崩れたら、下の田んぼが駄目になっちゃうじゃないかという、そういうのは審議していいと思うんですけれども、平らのところで審議して、法律上、県がいいっている分も。

ただ、私どもはさっき言ったとおり、周りの営農に太陽光が影響あるかということ審査するという形が農業委員会というように県から説明を受けた。法律的に調べたら、それが農業委員会の役目だって。それがいけないのいいというのは、ここで判断することではないと思うんですよ。それは地方事務所なり、法的に地方事務所の権限だから。

議長            そういう意見は意見として賜っておきますけれども、やはり我々、最初から申し上げたとおり、周りの営農とか、それを基本的に腹へくくった中で、その立場の中でどうのような判断できるかという、その行政のシステムの中の組織だと思しますので、そこを踏まえた中で、皆さんとともに努力しているということを念頭に置いて、その判断についてもお願いしたいと思えます。あくまでも客観的を持ちながらということでございます。

                  よろしいですか。

                  では、川村補佐。

川村局長補佐       この手法が良いか悪いかというのも先ほど出たんですが、全く同じ手法、全く同じ作物という形で、今年の2月か3月だったと思うんですけども、佐久市のほうで申請がありまして、問題ないという形になっていきますんで、手法的にも同じ手法で許可されている案件だということでご理解願いたいと思えます。

                  以上です。

議長            まだそれぞれご意見等あると思えますが、ここで意見のほうは閉じたいと思えます。

                  それでは、農地法第3条の規定による案件、1件及び農地法第5条に関する案件、1件について、一括して集約いたします。

                  農業委員の皆様には伺いますが、原案どおり78号を許可及び88号を承認することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長            ありがとうございました。

                  賛成多数ですので、本件は原案どおり78号を許可及び88号を承認することと決定いたします。

                  続きまして、議案第85号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたします。

                  事務局から説明をお願いいたします。

                  保科主事。

保科主事            議案書の4ページをお願いいたします。

                  議案第85号、営農型太陽光発電施設です。作物はネギです。前回の、3年前の申請を継続するため、今回申請されました。今回申請というようになっております。申請人は〇〇さんとなっております。

                  確認したところ、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしているかと判断しています。よろしく申し上げます。

議長            では、地元の委員の意見をお願いいたします。

久保委員。

久保農業委員

今、事務局から説明ありましたように、3年前からいろいろな、設置してから実験等、何ができるかどうかやってきておまして、事務局から、いろいろと教えていただいたり、どうのこうのということがありまして、松本一本ねぎを作ることが一番いいのではないかということになりまして、〇〇さん、1,100万円ほど借金をしてやっております。

そして、いろいろ当初の予定からいきますと、20年のいろいろなことを考えれば、何百万円かの利益が上がるという計算だったんですけども、現実はそのように簡単ではなくて、恐らく20年でとんとんプラスアルファぐらいしかないんじゃないかと。なぜかというと、設備に関する固定資産税が結構高くて、月10何万円とか、それはどんどん減ってきますけれども、そういういろいろな税金等のことからいって、収益が上がらないと。ただ、一本ねぎに関しましては、日影になっても、全然それは問題ないという実験等の結果でありまして、作るには適しておると。8割以上云々に関しても、何ら問題はないということをお聞きしております。

それだったら、もっと増やして、隣の畑やなんかやったらどうだ、こういう話はしていたのですが、やっぱりお金の問題からいくと、個人で、それもお話がありましたように、個人でやるのは非常に大変だと、借金をして。だから、こういうのはやっぱり法人とか、そういうものがやったほうが、問題ないだろうなというのを附則として付け加えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地を見ていただいた上條信太郎委員、お願いします。

上條農業委員

せんだって見てまいりました。久保委員の説明のとおりでありますけれども、隣にちょうど対象といいますか、立派にできたネギの畑があるものですから、本当にこれでいいのかなっていうのは個人的な感想でありますけれども、書類等々、それから今までの報告等々、不備がないということで見てまいりましたので、問題ないかというように思います。

議長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から意見、質問等お受けしますので、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、1件について集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第85号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第86号から90号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件のうち、先ほど審議いただきました88号を除く4件について上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
保科主事。

保科主事 それでは、議案書5ページのほうをお願いします。  
議案第86号、転用目的、農業後継者の別棟住宅です。  
議案第87号、転用目的、既存資材置場の増設です。  
議案第89号、転用目的が住宅敷地です。  
議案第90号、転用目的は住宅です。  
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしている  
と判断しています。よろしくをお願いします。

議長 それでは、地元の委員の方から意見の補足をお願いいたします。  
86号、和田でありますので、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 86号、和田の〇〇〇〇さんが〇〇さんの土地を買って、そこへ後継者  
であります娘さん夫婦の住宅を建てたいということで申請がありました。  
別冊の12ページの資料をご覧いただきたいと思うのですが、右奥の家が  
〇〇さんの自宅であります。その隣の土地を、〇〇さんの土地を譲り受け  
て、そこへ住宅を建てたいと、こんなことでありまして、住宅地に隣接す  
るといふことでありますので、問題ないというように見てまいりました。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、87号、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 今現在は水稻、稲が植わっておりますけれども、その周りには農地がな  
く、ここが資材置場になっても、農地への影響がないと思うので、申請を  
お願いしたいと思います。

議長 それでは、89号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 89の議案ですが、写真の15ページを見ていただいて、〇〇さんと話  
をしまして、だいぶ昔に、何か旦那さんと〇〇さんとが話合いで、所有権  
をそっちにやるよという話があったみたいで、〇〇さんの旦那さんが5年

前に亡くなりまして、奥さんが、〇〇さんが旦那の意向を酌んで、本当に33平米というので、歩き畝ぐらいの感じですか。それを所有権移転することで、〇〇さんとの話合いがついたということでもありますので、お願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。  
では、続いて90。

塩原（至）農業委員 90ですが、〇〇さんのお父さんは結構高齢で、やはり若い者との生活スタイルが違うということで、同じ敷地内で住宅を建てたいということで、親に相談したら、よいということでもあります。それで、周りを見てみますと、手前に母屋があります。おやじさんの家がありまして、左横は車庫になっておりまして、右隣も、先ほど〇〇さんの話が出たのですが、その家があって、囲まれております。家を建てても、作物等には影響ないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。  
それでは、現地を見ていただいた上條信太郎委員、88を抜かした中でのお願いします。

上條農業委員 和田の南和田の件でございますけれども、塩原委員から説明のあったとおりであります。この左手前は、田んぼありますけれども、どん詰まり細い田んぼになっておりまして、この申請者の隣棟ということで、正面には農業用の作業所が建っていたりということにして、もう本当に囲まれちゃっているところでもあります。ほかの人の営農に影響があるような場所ではないということで、やむを得ないというように判断してきました。

それから、次の神林、87番ですけれども、これも完全にもう四方面を住宅地に囲まれてしまっていて、鉄工所ですけれども、仕事の面で手狭になってきて、拡張したいと、物置場として拡張したいということで、致し方ないなという判断をしてみいました。

次の89は、〇〇さん、これは波田ですね。写真のとおりであります。白い白線を引いた右のところが、ブロックを敷いてありますけれども、これが通路になっていたわけですがけれども、隣同士が話し合っ、かつてそういうように話があったようですので、今回の申請ではっきりさせるということでありましたので、むしろ代を重ねてごたごたするよりいいのではないかなというように判断してきました。

それから、最後、90番、これは本当に近くでしたけれども、もう宅地に囲まれた中での息子さんたちの住居を造りたいという申請でありましたので、農業に影響するような場所ではありませんので、妥当かなというように判断してみいました。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、全体を通しまして、推進委員の皆様も含めましてご質問、ご意見等ありましたら、承ります。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、4件について集約いたします。  
農業委員の皆様には伺いますが、議案86号から90号のうち88号を除く案件について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第91号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更再申請承認の件、1件について上程いたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
保科主事。

保科主事 議案書7ページをお願いします。  
農地法第5条の規定による許可後の計画変更再申請承認の件、ご説明いたします。  
議案第91号、変更理由の目的は建て売り住宅の区画変更です。1回申請を出しまして、その後、お客様のほうで二区画分を売ってほしいというようなお客さんがいらっちゃって、前回、一区画減らした変更の申請を出ささせていただきました。その後に、そのお客様のほうで、ちょっと予算等合わなくて、キャンセルというような形になってしまったので、元の区画数に戻したいというような形の変更内容となっております。  
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いします。

議長 地元委員の意見をお願いします。  
矢嶋委員。

矢嶋農業委員 今、お話のあったとおりで、最初の計画どおりという形になりますので、承認をお願いしたいと思います。

議長 それでは、現地を見ていただいた上條信太郎委員。

上條農業委員 これ、前回、私、許認可のことで現地の確認をしております。今説明のあ

ったとおりで、変更があったということで、問題ないというように判断をいたしました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

これにつきまして、推進委員の皆様を含めまして何かご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、1件について集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第91号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第92号から95号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。説明をさせていただきます。

それでは、8ページをご覧ください。

議案第92号、高宮南にお住まいの〇〇〇〇様が承認を受けるものとなります。

続きまして、議案第93号、村井町南にお住まいの〇〇〇〇様が承認を受けるものとなります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

議案第94号、岡田松岡にお住まいの〇〇〇〇様が承認を受けるものとなります。

続きまして、議案第95号、同じく岡田松岡にお住まいの〇〇〇〇〇〇様が承認を受けるものとなります。

以上、内容については議案書のとおりとなります。よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

地元の委員の方からご意見を伺います。

92、小林委員、お願いします。

小林農業委員 92号ということをございまして、これは先ほど説明のように、納税猶予ということの証明願ということで出されておりました。せんだって現地を見てまいりまして、奥さん主体ということでしたが、とてもきれいに整地をされ、そして夏野菜を作られていました。ただ、周りが市街地なものですから、やっぱり農業の大切さというか、緑の大切さということが分かるくらい市街地でありましたので、これがなくなるということも切ないなということをございますけれども、この証明の申請については、妥当ということをお願いをしたいと思います。

議長 ありがとうございます。  
議案番号93ですが、笹賀と村井ですので、矢嶋委員、窪田代理の順でお願いします。

矢嶋農業委員 93号の笹賀の三筆になりますけれども、今回見たところは、ちょうど転作の関係で、麦後大豆ということで、それぞれ大豆がきれいに作付されておりましたので、報告いたします。

窪田農業委員 小屋南1丁目〇〇〇と小屋南2丁目〇〇でありますけれども、ここは見受けのとおりに水田になっております。それから、小屋南2丁目の〇〇は、転作ということで、大豆が植わっておりました。それから、最後の村井町北1丁目〇〇〇-〇ですけれども、現況田んぼということになってはいますが、取替え農地ということでありますけれども、ビニールハウスが二棟と農業用倉庫、それからモロコシが一部植えられていましたので、特に問題ないというように見てまいりましたので、お願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
議案番号94、中條委員、お願いします。

中條農業委員 議案番号94の〇〇さんですが、二筆ありまして、つながった土地で、自家用の野菜とキウイ、それからブドウを栽培していましたので、問題ないと思います。

議長 では、95もお願いします。

中條農業委員 続きまして95の〇〇〇さんですが、ここも二筆あるのですが、つながった土地で、自家用の野菜をきれいに作っておりましたので、問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
全体を通しまして委員の皆様から何か質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。



[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第92号から95号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。  
事務局から報告事項のアからカについて一括説明をお願いいたします。  
藤井主任。

藤井主任 それでは、説明をさせていただきます。  
報告事項のアからカについてですが、書類等完備されておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。  
合計のみ申し上げます。  
それでは、まず総会資料10ページをご覧ください。非農地証明交付状況の件、1件、続いて11ページから12ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、13件、13ページから14ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、13件、15ページをお願いいたします。農地法第4条の規定による届出の件、5件、16ページから20ページ、農地法第5条の規定による届出の件、25件、21ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。  
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただいま報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。

少々長くなりましたので、農地に関する事項の協議事項に入る前に、ここで暫時休憩といたします。

再開は、あの時計で3時25分再開いたします。

(休憩)

議 長

それでは、議事を再開いたします。  
農地に関する事項の協議事項から進めてまいります。  
協議事項、令和4年度第1回松本農業振興地域整備計画変更の協議に入ります。  
農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。  
赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 農政課計画担当の赤羽と申します。農業振興地域整備計画の担当をしております。よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項、令和4年度第1回松本農業振興地域整備計画の変更についてご説明をいたします。

着座にて失礼をいたします。

「令和4年度第1回松本農業振興地域整備計画の変更について」と記載された資料と「変更申出地位置図」と記載された資料の2種類をもってご説明をいたします。

では、「松本農業振興地域整備計画の変更について」と記載された資料の1ページをご覧ください。

(1) 変更案の概要につきましてご説明をいたします。

今回は重要変更9件です。内訳は、農家住宅が4件、農家分家が1件、その他が3件、農用区域への編入が1件です。軽微変更は5件です。内容変更は1件で、目的変更によるものです。このほか、農家分家で1件申出がありました。取下げとなりました。今回は計15の案件をご協議いただきます。

次に、資料2ページをご覧ください。

(2) 経過は、資料に記載のとおりで、今年の5月に申出を受け、各地区農振協議会、現地調査、庁内調整会議が行われ、本日農業委員会でご協議いただくこととなりました。

(3) 今後の予定も、資料に記載のとおりです。

今回の案件について、地区農振協議会で承認された場合、軽微変更案件につきましては、完了公告と申出者への通知がなされます。重要変更については、県の事前協議、県同意などを経て、除外完了公告と申出者などへの通知を予定しております。

以上です。

議 長

ただいま概要について説明がありました。  
質問、意見ありますか。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、次へ進みます。  
変更案の協議に入ります。  
最初に、農家住宅について説明をお願いいたします。

赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 それでは、資料3ページから9ページをご覧ください。

（4）整備計画変更一覧表について、個別案件ごとに左から番号を振っております。一番下には、別冊の変更申出地位置図のページが記載されておりますので、併せてご参照いただければと思います。

それでは、個別案件ごとの説明に入ります。

今回、農家住宅4件ございます。

資料は3ページになります。

番号1、入山辺地区、農家住宅の移転です。申出者、〇〇〇〇〇さんは、現在、入山辺〇〇〇〇番地にある農家住宅に居住されています。住宅の老朽化に伴い、同敷地に建て替えの計画をしたところ、土砂災害区域内に指定されていることが判明し、建て替えができなくなりました。選定条件に合致する土地を探しましたが、他者の土地は所有者との交渉が成立せず、所有地で唯一条件に合致したのが本申出地のみでした。なお、現在居住している農家住宅は、電気、水道を廃し、倉庫として使用する予定です。

以上により、農家住宅で田、2、120平方メートルのうち567.84平方メートルを農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

続きまして、番号2、里山辺地区、農家住宅の敷地拡張となります。

ここで1点訂正がございます。本案件の転用事業計画者が「同上」と記載しておりますが、正しくは、住所は土地所有者と同じ里山辺〇〇〇〇番地の2、転用事業計画者は〇〇〇〇〇〇様となります。〇〇〇の書き方は〇の〇〇に〇〇の〇です。お手数かけますが、訂正をお願いいたします。

申出者、〇〇〇〇〇〇さんは、以前より同申出地西にある農家住宅に居住していました。最近になり自宅の測量を行ったところ、同申出地に越境して自宅が建っていることが判明いたしました。住宅は昭和62年当時に建設し、建設業者に任せていたため、越境したまま今日に至ってしまったそうです。越境部分の取壊しや建て替えはできない状況であるため、越境する部分だけを除外し、残りの農地は営農を継続するものです。

以上により、農家住宅の敷地拡張で、畑、911平方メートルのうち192.39平方メートルを農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

続きまして、番号3番、今井地区、農家住宅です。こちらは国営中信平第二期農業水利事業の受益地に該当します。申出者、〇〇〇〇さんは、現在、夫婦と子供4人で借家に住んでおります。今後子供が成長するにつれて住居が手狭になることを見越して、住宅を建てるのがよいと判断しました。申出者所有の土地はなかったため、耕作地周辺で選定を行ったところ、最も周辺農地への影響が軽微で、耕作地にも近い申出地が選定されました。この申出地であれば、農作業の作業効率の向上が期待できます。隣地の地権者、耕作者との同意も得ることができましたので、以上により農家住宅として、田、2、267平方メートルのうち830.02平方メートルを農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

続きまして、番号4番、梓川地区、資料4ページをお願いいたします。農

家住宅の敷地拡張の追認となります。こちらも国営中信平第二期農業水利事業の受益地に該当いたします。申出者、〇〇さんは、申出地が農振農用地である認識がなく、以前より営農に必要な通路や農機具専用スペースとして利用していましたが、今後も効率的な営農のために必要不可欠なものであるため、今回判明した現況を是正し、適法な状態にするものです。

以上により、農家住宅の敷地拡張で、田、191平方メートルのうち37平方メートルを農振除外し、転用したいとするものです。

以上、農家住宅4件の説明を終わります。ご協議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま農家住宅4件について説明がありました。

地元の委員の方で補足説明等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、全体で何か質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、集約いたします。

農家住宅4件、1,627.25平米について、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認される方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、農家住宅4件について、やむを得ないと集約いたします。

変更案の協議に入ります。

最初に、農家分家について説明をお願いいたします。

赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 先ほどの4番の梓川の案件ですが、土地所有者様及び転用事業計画者様、〇〇〇様と申し上げましたが、〇〇〇さんの間違いでした。訂正をいたします。失礼いたしました。

議 長

これはよろしいですね。

では、上條委員。

上條農業委員

少し私の記憶が定かでないのですが、3年ぐらい前に農地法の改定があり、農業施設への動線とかそういったものを、例えば道を造るとか、そういっ

たものについて、変更しないでもたしかよかったと思うのですが、違いますか。

例えば、大きな田んぼの中に造って、そこを道路に使用する場合に、舗装をしたり、ハウスの中を舗装したりとかというのは、たしか農地法の改正でよくなったはずですが。

それで、今の4番の件ですけれども、日常的な農業用の使用ということならば、申請をかけなくても、申請して、正式に本人がそういう使用というようにしてもいいのですが、しなくても違反ではないと思います。

議 長 赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 今ご指摘のとおり、農地の中の通路としては、特に申出する必要はないものです。今回、説明の中で、そこまで詳しく申し上げてなかったのは説明不足で申し訳ないのですが、今回の場合は、自宅から道路への通路の部分もありまして、そのため申出が必要となった事案でございます。よろしくお願いいたします。

上條農業委員 ありがとうございます。細かいことですが、固定資産税が全然違ってしまいますので、今、そういう質問をしたところです。  
以上です。

議 長 そういうことで、先ほどそれぞれ集約いたしました、その集約について、異議がある方はいらっしゃいますか。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。  
では、これはもう集約の結果のとおりにします。  
それでは、変更案の協議に入ります。  
最初に、農家分家について説明をお願いいたします。  
赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 それでは、農家分家、ご説明をさせていただきます。

農家分家は1件です。

資料は5ページになります。

番号5、笹賀地区、農家分家です。申出者の〇〇〇〇さん、〇〇〇さんは、現在、夫婦で塩尻市のアパートに住んでいますが、将来家族が増えることや、〇〇〇さんの両親の農業を手伝うことも見越して、〇〇〇さんの実家の近くに住宅を建てるのがよいと判断をいたしました。申出者夫婦所有の土地はなく、〇〇〇さんの父である〇〇〇〇さんの所有地と他者の所有地で選定をいたしました、耕作中の農地や所有者との売買交渉が折り合わない土地があり、最も周辺農地への影響が軽微で、実家にも近い申出地



確保しているスペースでは17台しか駐車できず、来客用にさらに10台分の駐車場が必要になるため、70台分の外部駐車場を借りています。しかし、外部駐車場は道が狭く、交通上危険もある状態であるため、近隣に駐車場用地、500平方メートルで20台駐車可能であるものを探してありました。耕作中の農地や所有者との売買交渉が折り合わない土地があり、最も周辺農地への影響が軽微で、唯一条件に合致したのが本申出地でした。

以上により、駐車場で、畑、525平方メートル、1筆を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号8、内田地区、駐車場です。申出者、〇〇〇〇さんは、自宅、内田の〇〇〇〇-〇及び自宅引込通路、内田〇〇〇〇-〇を義母である〇〇〇〇〇〇さんより借りて居住をしております。以前より訪問者がありました。隣地との段差が大きく、通路幅が狭く長いため、訪問者が周辺道路に駐車してしまうことがあり、交通の支障となっておりました。以前、道路拡幅の許可申請を行いました。駐車場内での切り返しができず、狭い道をバックで走るため、危険が増してしまいました。今回、駐車場内での切り返しのできる形式にすることにより、危険性の改善を図るものです。隣地地権者の同意を得ることができましたので、以上により畑、391平方メートルのうち172平方メートルを農振除外し、分筆、転用したいというものです。

以上、その他3件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 地元の委員の方で補足説明等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 全体の委員の方で何か質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。

その他3件、1,827.55平米について、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、その他3件については、やむを得ないと集約いたします。

次に、編入について説明をお願いいたします。

赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 編入について、1件ご説明をいたします。

資料7ページをご覧ください。

番号9、笹賀地区、除外済み農地の農用地区域編入です。平成17年2月4日公告で、前申出者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇様が目的を駐車場として除外済みですが、駐車場の計画が頓挫してしまったため、目的が達成されない状態のまま、現在まで農地として活用されてきました。周辺農地との連担性も確保されており、前申出者との合意も取れているため、申出者、〇〇〇〇さんの別途申出により、田、531平方メートル、1筆を農用地区域へ編入したいとするものです。

以上、編入1件の説明を終わります。ご協議をお願いします。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員の方、補足ありますか。

[質問、意見なし]

議長 それでは、全体の委員の方で何か質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。  
編入1件、531.00平米については、同意すると集約したいと思いますので、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、編入1件については、同意すると集約いたします。  
次に、軽微変更について説明をお願いします。  
赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 次は、軽微変更5件です。

資料の8ページをご覧ください。

番号10、里山辺地区、農業用施設です。申出者、〇〇〇さんは、1,750平米を自耕作しています。農場から1キロ離れた実家の母屋に農機具を置き、農作業時に実家の駐車場やトイレを使用しているため、作業効率の支障となっております。今後、〇〇さんの兄が母屋を自宅として改修し、農機具置場がなくなる予定で、今後、農作業に支障が生じるおそれがあることや、作業時間の短縮、効率化を図るため、農場内に農機具置場、駐車場、農作業休憩所を設置することにしました。耕作地を選定したところ、接道及び必要面積が確保でき、土地所有者と隣地同意が得られる場所は本申出地のみでありました。



以上により、農業用施設として、畑、1,510平方メートルのうち281.4平方メートルを軽微変更したいとするものです。

番号11、梓川地区、農業用施設の追認です。申出者、〇〇さんは、申出地が農振農用地である認識がなく、以前よりコンクリート造の柵を設置し、田の稲わらを入れるために利用していました。自宅の北側に白地農地がありましたが、進入路が狭く、トラックでの搬入時に危険を伴うおそれがあることから、本申出地の選定となりました。申出地は6メートル道路が接道しており、交通量も少なく、トラックでの搬入が容易であり、周辺農地への影響は軽微と考えられます。今後も効率的な営農のために必要不可欠な施設であるため、今回判明した現況を是正し、適法な状態にするものです。

以上により、農業用施設として、田、102平方メートルのうち85平方メートルを軽微変更としたいとするものです。

番号12、梓川地区、農業用施設です。申出者、〇〇〇〇さんは、申出地の隣で畜産を営んでいます。事業計画により新たに牛舎の建設が必要となったことから、今回の用途区分申請を行うこととなりました。近隣で面積が確保できる土地を探したところ、唯一選定条件に合致し、地権者の同意を得ることができたのが本申出地のみでした。申出地は全筆を購入し、畜舎以外の土地は堆肥置場として利用します。畜産団地内にあることから、周辺への臭気などの影響は軽微です。また、堆肥置場の利用については、堆肥をシートで覆うことにより、周辺への流出を防ぐとのことでした。

以上により、農業用施設として、畑、1,434平方メートルを変更したいとするものです。

なお、現地確認の際に、樹木や資材が確認されましたが、申出人に依頼し、農地状態に是正済みですので、ご了承をいただきたいと思っております。

続きまして、番号13、波田地区、資料9ページをご覧ください。農業用施設です。申出者、〇〇〇〇さんは、1万7,107平米を自耕作しています。以前より農場内に農業用倉庫と通路がありましたが、昭和60年頃、お父様が200平方未満の農業用施設であったため見届け出設置をされたものだそうです。この農業用倉庫には、農場で必要な機械や資材などが集約されており、効率的な農場経営に必要なものとなっております。今回、過去に届出がされていなかった軽微変更の届出をすることと併せて、この農業用倉庫内にトイレを設置するため、併せて届出を行います。トイレの利用に当たっては、タンクを設置し、雨水とともに、不足分を自宅より水を運んで使用し、排水は合併浄化槽を設置して対応するとのことでした。また、農場内に選果施設としてウッドデッキ63平方メートルを設置し、作業の効率化を図るとともに、作業員の休憩所として使用いたします。また、畑にまくためのウッドチップ資材置場として、資材置場560平方メートルと園内通路112.4平方メートルの申出を併せて行います。ウッドチップは、畑の奥の場所に置き、大きいもので15センチから20センチ程度のものであるため、風に飛ばされたりして水路に入る心配はないものだそうです。シーズンオフの9月頃、10トン車で3台分のウッドチップの

搬入を行います、その際には、ネットで覆い、流出への対応をするそうです。

以上により、農業用施設として、畑、1万1,961平方メートルのうち815平方メートルを軽微変更したいとするものです。

続きまして、番号14、笹賀地区、農業施設から農用地への用途区分の変更です。申出者、〇〇〇〇さんの先代が農業用施設用地として軽微変更を行い、農業用倉庫を建て、駐車スペースとしても利用していましたが、現在は取り壊して、畑の状態です。畑では〇〇さんご夫婦がネギやジャガイモ、その他の野菜を作っており、今後も農業を続けていくとのことでした。周辺農地との連担性も確保されています。

以上により、田、215平方メートル、1筆を農用地へ用途変更したいとするものです。

以上、軽微変更5件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 ただいま軽微変更5件について説明がありました。  
地元の委員の方で何か補足説明ありましたら、お出しをお願いいたします。  
二村委員。

二村農業委員 12番、私、地元の選出者ではないのですが、少し確認させて下さい。この地図の上とといいますか、そこまでつながっているんですが、先日、地元の会議の資料と地図が違うので、確認していただけますか。ここまでつながってないです。

議長 では、赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 ありがとうございます。ご指摘のとおり、つながっておらず、真ん中までの地図となります。

二村農業委員 しつこいようですが、どうしてこのようになってしまったか。これは本当大事なことで、私、前回のときにも本当に大変な思いをして、皆さんにもお諮りして、今回はこの場所でなく、この横のところでやってくださるということなので、地域で、それではそちらでぜひお願いしますという、ということになったのですが、どうしてかと思ひまして。すみません。

議長 この地図は何でこうなってしまったか。

二村農業委員 はい。

赤羽（農政課）主査 失礼いたしました。これ、1筆単位で書いてしまったものですから、申請したところの部分は一部となります。

二村農業委員 では、大丈夫ですね。

赤羽（農政課）主査 はい。

二村農業委員 はい、すみません。

赤羽（農政課）主査 はい。お願いいたします。

二村農業委員 これ、大事なことなので、はい、ありがとうございました。

赤羽（農政課）主査 失礼いたしました。

議 長 いいですか。皆さんもそれで確認できますか。そういうことですので、この地図が間違えて、正しい地図は半分までということですか。  
赤羽さん全員に分かるようにお願いします。

赤羽（農政課）主査 失礼しました。ほかの建物が横に、西側のほうに見えると思うのですが、その並びと同じ奥行きとなります。  
北側道路までは行かない形となります。

議 長 ありがとうございます。  
ほかにこの軽微変更5件についてありますか。

[質問、意見なし]

議 長 では、こういうことを訂正するのが正しいということで判断をお願いします。  
全体の皆さんで何かこの5件について、軽微変更、ありますか。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、集約いたします。  
軽微変更5件、2, 830. 40平米については、了承すると集約したいと思いますので、承認いただく方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、軽微変更5件については、了承するという集約をいたします。  
次に、内容変更について説明をお願いいたします。  
赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 内容変更、1件です。

資料10ページをご覧ください。

番号15、神林地区、除外済み案件の内容変更、目的変更で、農業用施設、農業用倉庫と普通乗用車用駐車場の規模縮小です。申出者、〇〇〇〇さんは、3,479平方メートルを自耕作しております。令和2年1月24日の公告で、申出者、〇〇さん夫婦と長男、〇〇〇〇〇〇さんの家族の計4人が居住するための農家住宅離れ、1階部分が農業用倉庫で、2階部分が住宅という構造のものを目的として、503.83平方メートルを除外済みです。その後、農家住宅離れの着工前に申請者ご夫婦に生活上の支障が生じたため、令和3年秋に内容変更の申出により、除外済みの2階建て農家住宅離れを1階部分の農業用倉庫のみに変更し、併せて駐車場を設けることとし、着工予定にした。今回、諸事情により、農業用倉庫の規模を縮小することになり、再度の内容変更の申出となりました。

以上により、除外済み503.83メートルから400.57平方メートルへの規模縮小を伴う目的変更案件として受け付けるものです。

なお、残地は今後も農地として活用する予定であるため、内容変更手続完了後、別途申出人より農用地へ編入いたします。

以上、内容変更1件の説明を終わります。ご協議をお願いします。

議 長 地元の委員の方で何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長 ほかの委員の方で何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、集約いたします。

内容変更1件、400.57平米については、了承すると集約したいと思いますが、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、内容変更1件については、了承すると集約いたします。最後に、松本市の農業の振興に関する計画の変更について説明をお願いいたします。

赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 それでは、27号計画についてご説明いたします。

資料12ページをご覧ください。

まず、趣旨ですが、農振除外要件の中に土地改良事業の完了後8年を経過

していない農振農用地は除外ができないというものがあります。ただし、主に農業者が営む農業用という要件を満たすものについては、27号計画を変更し、県との調整などを経ると、例外的に除外が可能な場合がございます。

土地改良事業の実施状況につきましては、資料13ページのとおりです。

資料14ページ以降、先ほどご協議いただいた案件のうち、3番、4番の2件が該当いたしますので、番号①、②で記載しております。

番号①、②については、国営中信平第二期農業水利事業の受益地であり、完了後8年を経過しておりませんが、地域の総合的な土地利用に問題がなく、農業上の土地利用への支障が軽微であると判断し、松本市の農業の振興に関する計画について変更したいとするものです。

以上です。ご協議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま松本市の農業の振興に関する計画の変更について説明がありました。

全体の皆さんから質問、ご意見等を伺いますが、あったら挙手でお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、集約いたします。

松本市の農業の振興に関する計画の変更について、異議なしと集約したいと思います。承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、松本市の農業の振興に関する計画の変更については、異議なしと集約いたします。

それでは、今まで協議結果をまとめて、事務局から報告していただきたいと思っております。

青木局長

令和4年度第1回松本農業振興地域整備計画の変更について、協議結果の集約を報告いたします。

農家住宅4件、1,627.25平方メートルについては、やむを得ないと集約しました。

農家分家1件、300平方メートルについても、やむを得ないと集約しました。

その他3件、1,827.55平方メートルについては、やむを得ないと集約しました。

編入1件、531.00平方メートルについては、同意すると集約しまし

た。

軽微変更5件、2,830.40平方メートルについては、了承すると集約しました。

内容変更1件、400.57平方メートルについては、了承すると集約しました。

松本市の農業振興に関する計画の変更については、異議なしと集約しました。

以上です。

議長 先ほどの梓川の件、1件について、図面を変更したいと思いますので、その旨の説明について、赤羽主査からお願いいたします。

赤羽（農政課）主査 先ほどは申出地の図面について、大変失礼いたしました。

そのほかにも申出地以外のところが塗られているところもありましたので、委員さんたちのそごがないように、後日正しいものを改めて農政課から送付させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 じゃ、これは了としてお受けしますので、肅々とお願いたします。

じゃ、それではその他農業委員会業務に関する事項の報告事項として、主要会務報告、当面の予定についてを事務局からお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐 本冊資料のほうにお戻りいただきまして、22ページ、23ページになります。

22ページの内容につきましては、主要会務報告ということでございまして、本日、7月定例総会でございます。

ご面倒さですが、この後、情報・研修委員会の会場、視聴覚室となっておりますが、その隣の音楽室に変更いたしますので、向かい側ちょっと斜め右になりますが、音楽室でお願いいたします。

23ページは8月の予定です。

8月9日、10日、ブロック研修・懇談会が河西部、南部で予定されております。既に終わったブロックもありますが、これからのブロックにつきましてはよろしく願いたします。

8月24日は農地転用現地調査ということで、今回の担当委員は林委員、瀧澤委員になりますので、事務局のほうとまた打合せをお願いいたします。

8月31日、来月は移動農業委員会ということで予定をしております。安曇地区ということで、稲核の集落にあります基幹集落センターで行います。バスで移動しますが、乗車場所は宮渕浄化センターの駐車場、8時半、それから波田支所の駐車場、9時ということにいたします。本日、出欠報告を頂くようになってございますので、お出しいただきますようお願いいたします。

そんなところでございます。

議 長

ありがとうございました。  
ただいま事務局から説明がありました。  
質疑を行います。  
発言がある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。  
じゃ、齋藤委員、またお世話になりますが、よろしく申し上げます。  
じゃ、齋藤委員。

齋藤（勝）農業委員 8月31日の件ですが、庁用のバスですが、どういうバスか私、分かりませんが、稲核の基幹集落センターの入口が国道から右に入って行くんですけども、その右へ入って行くところ、非常に狭いです。ということで、158号、稲核集落、上高地のほうへ進んでいただいて、右側に稲核仲町というバス停があります。ここでUターンして戻って来て入らないと、多分入れないと思います。

それから、集落センター出るときに、体育館がありますが、その体育館の屋根というか、天井というか、それがちょっとはみ出しているの、せり出しているか。バスの天井へ当たるような気がします、そこも気をつけてください。

あと、現地視察ということですが、安曇地区は、ご存じのとおり、農業関係、研修するものが全くありません。しかも、時期的にこの時期はキュウリの収穫が終わっております。やぶを取っ払って、野沢菜をまく時期になってしまいました。ただ見るだけです。何の勉強にもならないと思いますが、唯一ソバだけがありまして、ちょっと小粒の実がついているところが見れるだけです。ちょっといろいろ寂しい思いをさせますけれども、よろしく申し上げます。

議 長

そんな中にも楽しいことあると思いますので、ぜひまた行ってみるじゃないかい。

じゃ、また本当にお世話になりますが、お願いします。  
続きまして、その他に入ります。  
最初に、松本農業農村支援センターから情報提供をお願いいたします。  
戸谷補佐。

戸谷（松本農業農村支援センター）課長補佐 支援センターの戸谷ですが、ご苦労さまです。

情報提供ということで、3点お願いいたします。

右側の上に「松本市農業委員会定例総会資料」と書いてある資料をご覧いただきたいと思います。

ページ、2枚目から打ってありますが、1ページのところが毎月ご報告させてもらっています松本市今井観測所の観測データになります。

本年は梅雨明けが早かったということで、6月27日ということになりますが、6月下旬の気温が著しく高くなっておりまして、中旬は平年の気温まで戻ってきたということです。

7月の月上旬は、後ほど報告させていただきますが、降水量が少なく、平年の半分以下ということで、まだご当地、松本市内は降っているんですが、北信のほうは極めて少ないところがあるというような状況です。

続きまして、2ページご覧いただきたいと思います。

令和4年の主要農作物の生育状況ということで、7月20日現在ということで、毎月20日に取りまとめているものですから、ご容赦いただきたいと思います。

水稲ですが、先ほど言ったように、6月下旬以降の著しい高温の影響で、生育はかなり進んでいるということです。コシヒカリの幼穂形成期は7月10日ということで、平年より6日早くなっています。

続きまして、大豆なんですが、転作でお取組いただいている大豆ですが、今年は播種も高温であったんですが、降雨も少なかったため、腐敗等による発芽不良もなく、おおむね順調に出芽しているというような状況です。ただ、本場を見ていただければ分かるんですが、私も車から見て、よく芽は出ているんですが、生育の出芽むらは見えるかなというふうに感じています。

果樹は、全般のみご紹介しますが、全般で、一番下のほうに書いてありますが、果実肥大は前年並みからやや良好な場合が多いということで、すみません、全般と言いながら、今年、リンゴのところの下から2行目に書いてありますが、ふじの結実が悪い圃場が多数見受けられました。これは全県的な傾向ではありますが、ですがここに来て、摘果とか、あと着果調整をすることによって、果実肥大も良好になってきて、収量が確保される見込みとなっております。

その他、果樹、野菜等については、ご覧いただきたいと思います。

3ページ目、ご覧いただきたいと思います。

農作業安全ということで、左のほうに記載してありますが、その上段は、関東甲信越地方の3か月予報ということで、8月から9月は平均気温は高い確率で50%ということで、どっちへ転んでも、50%なら当たっちゃうという、そんなような感じですけども、同じような状況で、気温が高いという確率が50%ということになります。

あと、農作業安全で、熱中症対策と落雷事故なんですが、熱中症は、1行目のところに書いてありますが、自覚症状がないうちに熱中症にかかっているということで、本日の信濃毎日新聞にも、実は農作業ではないんですが、農業用ハウスの中で作業をしていた方が熱中症になってしまったということで、今日、私、早朝に見た信濃毎日新聞にも載っていました。自覚症状がないということで、十分ご注意くださいと思います。

ポイントとすると、下のほうに書いてありますが、水分補給と塩分補給と、



20分置きに休めという内容で、作業は2人以上で行って、お互いに様子をうかがって、危ないなど思うときは、もう直ちに休むということに心がけていただきたいと思います。

落雷事故、下の段になります。圃場で落雷によって死傷者が出ているということで、直近では、二、三年前の小諸市の事例です。雇用していた外国人業務実習生の方が亡くなったということではありますが、雷が鳴るということは、もう射程距離内に入っているということになりますので、速やかに安全な場所に避難するようにということで、自動車があれば、自動車の中が一番安全だということになりますので、避難していただきたいと思います。

あと、取りまとめのところに、3番、表紙ですね。戻っていただいて、中信平土地改良区の用水確保の状況についてということで、事務局に伺った状況を書いてあります。

本年は梅雨明けが早くて、3つのダムの貯水量は減ってきたということで、調整に入るかなという議論をしていたときに、7月14日に降って、おおむね満たされてきたということですが、引き続き節水にご協力いただきたいということです。

若干長くなりましたが、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。  
よろしいですかね、この点については。

[質問、意見なし]

議 長

じゃ、続きまして事務局から連絡事項をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐

本日お配りしました資料ですが、令和4年度公務災害補償制度加入申込みについてということで報告しますので、ご承知おきください。

本年度も引き続きこの制度に加入することについて報告いたします。

保険期間は10月1日から1年間、農業委員、推進委員が公務従事中に不慮の事故で死亡、入院または通院した場合に保険金が支払われる制度でございます。

加入はB型、死亡の場合は770万円、通院の場合でも、1日4,000円の補償がございます。

保険料は1,500円、8月の委員報酬から保険料を差し引かせていただきます。

詳細につきましては、添付のパンフレットをご覧ください。

あと、最後になりますが、若干欠席の委員さんがおられますが、可能であれば各地区でお持ち帰りいただきまして、会議結果と併せておつなぎいただければ幸いです。

農地法関係原本書類は、机の上にそのまま残してお帰りください。

